

こうち男性育休推進企業 登録制度 Q&A

R7.9月

Q1. :「こうち男性育休推進企業」とは何ですか？

A1. : 県内の男性従業員の育児休業等の取得を当たり前にするため、男性育休の取得状況を自主的に公表する企業等のことです。「こうち男性育休推進企業」に登録すると、県の特設サイトでその取り組みを支援・周知いたします。登録により、育児休業を取得しやすい高知の雰囲気づくりをリードする存在として社会的評価を受けることにつながります。

Q2. :登録されると、具体的にどのようなメリットがありますか？

A2. :登録による主なメリットは以下のとおりです。

☑ 高知県の広報媒体で紹介

登録企業名や取り組み内容が県のウェブサイトやパンフレットに掲載され、企業イメージの向上やブランディングに役立ちます。

☑ ロゴマーク(共働き・共育て推進、男性育休推進)の使用が可能

採用活動や名刺、ホームページ、社内掲示などで使用でき、「男性育休推進企業」であることを対外的にアピールできます。ロゴマークは10月以降にメールでお送りします。



☑ 労務管理に役立つ情報の定期提供

男性育休に関する国や県の助成制度やセミナー案内など、お得な情報を定期的にメールにてお届けします。

☑ 従業員の定着率向上・人材確保

若者や共働き世代に魅力的な職場として認知され、採用や離職防止に効果が期待できます。

Q3. :登録の対象となる企業等に条件はありますか？

A3. :以下のすべての要件を満たす企業等が対象です。

- ・高知県内に本社または事業所を有していること
- ・男性従業員の育児休業取得の推進に同意し、その取得状況を公表できること

Q4 :県内に本社又は事業所を有している企業等とは具体的にどのような企業ですか？

A4 : 本社又は営業所等の住所が高知県内に所在することが必要です。企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法別表第2の「公益法人等」、別表第3の「協同組合等」に該当するものも含みます。

Q5 :従業員何人以上の企業が申請できますか？

A5 : 高知県内に勤務する常用雇用の従業員が1名以上いる企業が申請できます。

Q6. :登録に必要な書類や手続きは？

A6. :登録は、所定の申請フォームに必要事項を入力するだけで完了します。書類の提出は不要で、簡単に手続きいただけます。

▶ 登録フォーム URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei_ikukyu/

Q7. :登録後に何か報告義務はありますか？

A7. :登録後は以下の点について協力をお願いしています：

- ・年1回、取り組み状況の報告(必須)
- ・登録内容に変更があった場合の報告(変更が生じた場合)
- ・県の広報活動における企業事例紹介への協力(任意。登録内容を元に個別にご連絡いたします)

Q8. :企業の所在地等の申請内容に変更があった場合には、どのようにすれば良いですか？

A8. :企業等の名称、所在地、代表者名、連絡先、メールアドレス、ホームページアドレスなどが変更になった場合は、下記変更登録フォームで登録をお願いします。

▶ 変更登録フォーム URL:

https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei_ikukyu_20250912172443/

※登録を削除する場合は、【問 12 その他、事務局に伝えたいことがあれば記載してください】回答欄に削除する旨記載し、変更登録をお願いいたします。

Q9. :「育児休暇」の取得者も育児休業取得者数に含まれますか？

A9. :本制度における育児休業取得者数とは、育児・介護休業法(以下「法律」という。)に基づき、子を養育するためにする休業した者となります。そのため、法律に基づいた国の制度を活用することなく、企業等が独自で設定された育児の為に休暇を取得する休暇は対象外となります。

Q10. :男性育休の取得実績がまだない場合でも登録できますか？

A10. :はい。これから取得促進に取り組む意思があり、男性従業員が育児休業を申し出た際に取得できる環境が整っていれば、登録可能です。

Q11. :登録は、支店や営業所単位での申請も可能ですか？

A11. :登録は、企業単位のほか支店や営業所単位でも可能です。

Q12. :登録された企業の具体的な事例を見ることはできますか？

A12. :登録企業の取り組み状況(育児休業取得率等)は、令和 7 年9月に開設した高知県の特設サイトに公開しています。今後は、先進的な取り組みをしている企業事例の紹介も予定しています。

▶ 特設サイト URL:<http://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/>

Q13. :令和 7 年に法人を設立した場合でも、企業登録は可能ですか？

A13. :企業登録には過去1年の実績が必要となるため、登録は来年度以降をお願いします。

Q14. :制度や申請に関して相談したい場合は、どこに問い合わせればよいですか？

A14. :以下の窓口までお気軽にお問い合わせください。

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20(県庁内)

電話:088-823-9651

メール:060901@ken.pref.kochi.lg.jp

公式Webサイト:<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060901/>